

報道関係者 各位



認定マーク「くるみん」

平成 27 年 8 月 24 日

【照会先】

青森労働局雇用均等室

室 長 佐藤 央子
地方機会均等指導官 高須賀 左知

青森市新町 2 丁目 4-25 青森合同庁舎
(直通電話) 017-734-4211

県内企業を「子育てサポート企業」として認定

～昨年度の認定企業 4 社を上回り、今年度すでに 6 社目を認定～

青森労働局(局長 友藤 智朗)は、次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という)に基づき、子育てサポート企業として、下記 1 社を認定しました。

これにより、青森県内では合計 24 件目(18 企業)の認定となりました。

1 認定企業(詳細は 別紙 1, 別紙 2 参照)

日本原燃株式会社(上北郡六ヶ所村 製造業) 認定 1 回目

2 認定通知書交付式

○日時:平成 27 年 8 月 27 日(木) 10:00 から

○会場:青森労働局局長室(青森市新町 2 丁目 4-25 青森合同庁舎 5 階)

〈次世代法に基づく認定とは〉

子育てしやすい職場環境の整備等を目的とする一般事業主行動計画を作成・実施し、計画に掲げた目標を達成したことなど「認定基準」に適合する企業を、都道府県労働局長が認定するものです。全国では 2,206 社(平成 27 年 6 月末現在)が認定されています。

〈認定のメリット〉

- (1) 上記認定マーク「くるみん」を広告や商品等に表示することにより、子育てサポート企業であることを PR でき、企業イメージ向上、優秀な人材の確保が期待できます。
- (2) 事業所内保育施設や授乳コーナーなどの「次世代育成支援対策資産」について、一般事業主行動計画の中で、その導入を目標として掲げ、行動計画期間内に実際に資産を導入した上で、行動計画について、くるみん認定又はプラチナくるみん認定を受けた場合に税制優遇措置(割増償却)を受けることができます。

- <添付資料>
- 資料No.1 一般事業主行動計画の認定申請について(おすすめ)
 - 資料No.2 全国の認定状況
 - 資料No.3 くるみん認定 プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました！

認定を受けた事業主の取組内容等

- 1 企業名 日本原燃株式会社 (くるみん認定1回目)
- 2 代表者職・氏名 代表取締役社長 工藤 健二
- 3 業種 製造業
- 4 所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108
- 5 電話番号 0175-71-2000
- 6 常時雇用する労働者の数 2,136人(うち男性 1,904人、女性 232人)
- 7 計画期間 平成23年4月1日～平成27年6月30日
- 8 計画期間において育児休業等をした労働者数
男性育児休業者数 3人、女性育児休業者数 52人

9 取組内容

- ・妊娠、出産、育児休業、復職をわかりやすく紹介したパンフレットを作成し、イントラネット等への掲載により従業員に周知を図った。
- ・四半期ごとに部門長に「長時間労働者リスト」を通知し現状認識を促し、管理職は朝礼・終礼を利用した所定外労働削減の指示、意識付けを行った。また、所定外労働削減のための労使懇談会の定期的開催、労働時間抑制や休暇取得促進に関する労務管理者研修を実施した。このような取り組みにより、行動計画期間中の年間平均所定外労働時間が、前行動計画期間より削減し、年次有給休暇取得日数は増加した。
- ・職場を家族に見てもらうことで、事業に対する家族の理解を促進し、社員の士気高揚を図ることを目的に、従業員の家族を対象とする職場見学会を実施した。

青森県内の認定状況

認定年度	企業名	所在地	労働者数 (認定申請時)
20年度	(社福) 福祉の里	十和田市	282人
	キャノンプレシジョン(株)	弘前市	2,165人
21年度	日本ホワイトファーム(株)	上北郡横浜町	1,737人
	(社福) 七戸福祉会	上北郡七戸町	74人
	(社) 信愛会	八戸市	113人
22年度	(株) サンデー	八戸市	1,605人
	(社福) 寿栄会	八戸市	143人
23年度	(社福) 福祉の里(2回目)	十和田市	321人
24年度	(社福) 寿栄会(2回目)	八戸市	158人
	(医) 芙蓉会	青森市	730人
	(社福) 温和会	青森市	40人
25年度	日本ホワイトファーム(株) (2回目)	上北郡横浜町	1,878人
	(株) 青森銀行	青森市	2,223人
	(株) みちのく銀行	青森市	2,276人
26年度	キャノンプレシジョン(株) (2回目)	弘前市	2,422人
	(社福) 藤聖母園	青森市	299人
	医療法人社団 クローズ・トゥ・ユー	弘前市	129人
	(医) 謙昌会	八戸市	322人
27年度	(社福) 寿栄会(3回目)	八戸市	184人
	寺下運輸倉庫(株)	三沢市	113人
	(株) ムジコ・クリエイト	弘前市	245人

認定年度	企業名	所在地	労働者数 (認定申請時)
27年度	(株)あうら	青森市	399人
	日本ホワイトファーム(株) (3回目)	上北郡横浜町	1,881人
	日本原燃(株)	上北郡六ヶ所村	2,136人

青森労働局雇用均等室へ策定届出を提出されている企業の皆様へ

一般事業主行動計画の認定申請について（おすすめ）

行動計画の計画期間が終了し、行動計画に定めた目標を達成した等、一定の要件を満たした場合には、事業主は申請することにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（青森労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けるためには、

- ① 一般事業主行動計画期間が終了していること
- ② 一定の要件（「認定基準」）を全て満たしていることが必要です。



次世代認定マーク

（愛称：くるみん）

認定を受けると以下のようなメリットがあります。

- ☆ 次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRし、その結果企業イメージの向上や従業員のモラルアップ、優秀な従業員の採用・定着などが期待できます。
- ☆ 事業所内保育施設や授乳コーナー等の導入について、一般事業主行動計画の目標として掲げ、行動計画期間内に資産を導入すると割増償却ができます。

認定基準を満たされた企業におかれましては認定の申請をお願いいたします。

【認定基準】

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画期間が2年以上5年以下であること
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- 4 行動計画について公表・従業員への周知を適切に行っていること
- 5 計画期間において、男性の育児休業取得者が1人以上いること
- 6 計画期間において、女性の育児休業取得率が70%以上であること
- 7 3歳から小学校就学始期に達するまでの子を養育する従業員について、育児休業に関する制度などの措置を講じていること
- 8 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置等を実施していること
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

青森労働局雇用均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎

電話 017-734-4211 FAX 017-777-7696

労働者数101人以上の企業の皆さん

一般事業主行動計画の策定、届出等が必要です

一般事業主行動計画の 1. 策定、2. 公表、3. 周知、4. 届出について、101人以上の企業は義務があります。

	平成 23 年 4 月 1 日以降
101 人以上企業	義務
100 人以下企業	努力義務

一般事業主行動計画とは

1. 一般事業主行動計画の策定

仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画です。仕事と子育ての両立を支援するための取組や働き方の見直しの取組等、以下について定めます。

[①計画期間(2年から5年) ②目標(1つ以上) ③目標達成のための対策と実施時期]

一般事業主行動計画記載例

計画期間を2年～5年で定める

目標を1つ以上定める

目標を達成するための対策とその時期を定める

一般事業主行動計画		平成 26 年 4 月 1 日
計画期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
目 標	育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う	
対 策	平成 26 年度～ 研修の実施	

2. 一般事業主行動計画の公表

一般事業主行動計画を策定又は変更したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してください。

公表の方法

インターネットの利用	両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載しているサイト「両立支援のひろば」への掲載(http://www.ryouritsu.jp/)の利用(掲載料無料)、自社のHPの利用等
その他の適切な方法	「日刊紙」や「県の広報誌」への掲載など一般の方々が一般事業主行動計画を知りえる状況にする

3. 一般事業主行動計画の従業員への周知

一般事業主行動計画を策定又は変更したときは、事業所の見えやすい場所への掲示若しくは備え付け、労働者への書面公布、電子メールなどの適切な方法により労働者への周知を行ってください。

4. 青森労働局への届出

「一般事業主行動計画策定・変更届」を青森労働局雇用均等室あてお届けください。(郵送可)

様式は厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html> からダウンロードできます。

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成27年6月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	101人以上企業の届出率	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	②内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者10人以上の企業数	届出率	(イ)内、常時雇用労働者10人以下の企業数	認定企業数	うち特例認定企業数
				$((C)-(A+B)) \times 100\%$	(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$	(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$				
1 北海道	474	1,205	2,237	92.7%	445	93.9%	1,792	1,111	92.2%	681	25	0
2 青森県	115	343	596	99.8%	115	100.0%	481	342	99.7%	139	17	0
3 岩手県	106	334	652	100.0%	106	100.0%	546	334	100.0%	212	23	0
4 宮城県	214	533	836	97.6%	210	98.1%	626	519	97.4%	107	23	1
5 秋田県	83	241	556	99.7%	82	98.8%	474	241	100.0%	233	15	0
6 山形県	103	346	534	97.3%	103	100.0%	431	334	96.5%	97	20	1
7 福島県	150	438	739	97.4%	143	95.3%	596	430	98.2%	166	17	0
8 茨城県	221	509	816	98.2%	216	97.7%	600	501	98.4%	99	26	0
9 栃木県	145	424	1,025	99.3%	144	99.3%	881	421	99.3%	460	17	0
10 群馬県	172	460	956	98.1%	171	99.4%	785	449	97.6%	336	30	0
11 埼玉県	428	1,108	1,938	96.9%	414	96.7%	1,524	1,075	97.0%	449	62	0
12 千葉県	353	794	1,299	97.5%	349	98.9%	950	769	96.9%	181	48	0
13 東京都	4,438	5,737	9,963	82.8%	3,769	84.9%	6,194	4,655	81.1%	1,539	775	5
14 神奈川県	797	1,361	2,325	90.3%	715	89.7%	1,610	1,233	90.6%	377	69	0
15 新潟県	227	650	1,140	99.1%	225	99.1%	915	644	99.1%	271	26	1
16 富山県	114	412	1,469	98.9%	112	98.2%	1,357	408	99.0%	949	34	0
17 石川県	130	399	1,441	99.2%	130	100.0%	1,311	395	99.0%	916	21	0
18 福井県	71	253	671	95.7%	66	93.0%	605	244	96.4%	361	22	1
19 山梨県	57	203	490	93.8%	54	94.7%	436	190	93.6%	246	14	0
20 長野県	211	513	1,044	97.0%	207	98.1%	837	495	96.5%	342	55	1
21 岐阜県	172	575	987	95.9%	167	97.1%	820	549	95.5%	271	41	0
22 静岡県	379	882	1,444	97.9%	376	99.2%	1,068	858	97.3%	210	43	0
23 愛知県	990	1,916	3,658	95.4%	950	96.0%	2,708	1,822	95.1%	886	76	0
24 三重県	146	386	632	95.1%	142	97.3%	490	364	94.3%	126	24	0
25 滋賀県	102	296	908	100.0%	102	100.0%	806	296	100.0%	510	37	0
26 京都府	284	616	1,043	97.8%	277	97.5%	766	603	97.9%	163	45	0
27 大阪府	1,392	2,257	3,130	75.1%	1,082	77.7%	2,048	1,657	73.4%	391	136	0
28 兵庫県	507	1,243	1,829	86.7%	443	87.4%	1,386	1,075	86.5%	311	65	2
29 奈良県	69	211	314	89.6%	63	91.3%	251	188	89.1%	63	18	0
30 和歌山県	61	240	355	98.0%	58	95.1%	297	237	98.8%	60	15	0
31 鳥取県	43	170	358	96.2%	42	97.7%	316	163	95.9%	153	12	0
32 島根県	53	192	494	96.3%	52	98.1%	442	184	95.8%	258	8	0
33 岡山県	200	530	972	95.9%	187	93.5%	785	513	96.8%	272	28	0
34 広島県	359	800	2,179	95.7%	341	95.0%	1,838	768	96.0%	1,070	41	0
35 山口県	108	378	966	100.0%	108	100.0%	858	378	100.0%	480	14	0
36 徳島県	48	173	404	99.5%	48	100.0%	356	172	99.4%	184	40	0
37 香川県	98	319	566	96.4%	94	95.9%	472	308	96.6%	164	25	0
38 愛媛県	138	393	941	92.8%	126	91.3%	815	367	93.4%	448	35	0
39 高知県	53	213	389	94.4%	49	92.5%	340	202	94.8%	138	12	0
40 福岡県	536	1,197	1,998	87.5%	465	86.8%	1,533	1,051	87.8%	482	36	0
41 佐賀県	65	243	446	98.7%	64	98.5%	382	240	98.8%	142	9	1
42 長崎県	104	356	596	99.1%	103	99.0%	493	353	99.2%	140	13	0
43 熊本県	142	401	700	96.7%	141	99.3%	559	384	95.8%	175	18	0
44 大分県	94	314	677	91.4%	89	94.7%	588	284	90.4%	304	19	0
45 宮崎県	81	291	592	98.9%	81	100.0%	511	287	98.6%	224	17	0
46 鹿児島県	161	447	1,032	97.2%	149	92.5%	883	442	98.9%	441	28	0
47 沖縄県	98	263	478	96.1%	94	95.9%	384	253	96.2%	131	12	0
合計	15,092	31,565	58,815	91.0%	13,669	90.6%	45,146	28,788	91.2%	16,358	2,206	13

くるみん認定 プラチナくるみん認定

の認定基準・認定マークが決定しました！

はじめまして！
プラチナくるみんです。
12色のマント*があるよ！
平成27年4月1日から
よろしくね！

愛称：プラチナくるみん



こんにちは！くるみんです。
企業のみなさまの取組状況が
より分かりやすくなるよう
平成27年4月1日から
新しく生まれ変わります！

愛称：くるみん

- 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日から新しくプラチナくるみん認定制度が始まります！
- プラチナくるみん認定と新しいくるみん認定の基準が決まりました！
- プラチナくるみんマークが決まり、くるみんマークが新しくなりました！
- プラチナくるみん認定を受けた企業に公表していただく事項についても、併せてお知らせします！

※プラチナくるみんのマントの色は、ピンク色、だいたい色、黄色、緑色、青色、紫色又はこれらの淡色の12種類からお選びいただけます。



次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？

次世代法は、企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

■くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん（特例）認定が始まります。

今回、平成27年4月1日の改正法の施行に向け、**くるみん認定基準を見直す**とともに、**プラチナくるみん認定基準を創設**しました。（次頁に認定基準一覧を掲載しています。）

プラチナくるみん（特例）認定制度とは？

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみならずを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度として、平成27年4月1日から始まります。**プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみならずが申請・取得できます。**

●行動計画策定義務あり

認定



●行動計画策定義務なし
●毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表

プラチナくるみん認定を取得した企業は、毎年少なくとも1回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に以下の事項を公表いただく必要があります。

①～⑥の事項を
公表してね！



- ① 男性の育児休業等取得に関する事項
- ② 女性の育児休業等取得に関する事項
- ③ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者のための短時間勤務等の措置の内容
- ④ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進のための取組など働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関して講じている措置の内容
- ⑤ 女性の継続就業に関する事項
- ⑥ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組として、女性労働者の能力向上やキャリア形成のための支援などの取組内容、その実施状況

「両立支援のひろば」 ▶ URL : <http://www.ryouritsu.jp/> (ウェブサイト名は変更の可能性があります)

改正くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準（一覧）

以下の新しい認定基準は、平成27年4月1日から適用されます。

 <p>改正くるみん 認定基準</p>	 <p>プラチナくるみん 認定基準</p>
<ol style="list-style-type: none"> 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記5.を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいる。 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性労働者がいる。 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。 次の①～③のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 <ol style="list-style-type: none"> 所定外労働の削減のための措置 年次有給休暇の取得の促進のための措置 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～4. 改正くるみん認定基準1～4. と同一。 計画期間において、男性労働者のうち、 <ol style="list-style-type: none"> 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者1人以上のいずれかを満たすこと。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度の利用者がいない場合（上記5.の①又は②を満たさない場合）でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> 6・7. 改正くるみん認定基準6・7. と同一。 改正くるみん認定基準の8.の①～③すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成するとともに、 <ol style="list-style-type: none"> 計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下 計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと のいずれかを満たすこと。 計画期間において、 <ol style="list-style-type: none"> 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上 のいずれかを満たすこと。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記9.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。 改正くるみん認定基準9. と同一。

行動計画策定指針も改正されます！

一般事業主行動計画策定の際に、よりどころとなる「行動計画策定指針」は、今回の法改正や認定基準の改正・創設等を受けて改正されます。**平成27年4月1日以降**は、新しい行動計画策定指針に則った一般事業主行動計画の策定が望まれます。

行動計画策定指針の
ここが変わったよ！



- ① 取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること
- ② 男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること
- ③ 計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること
- ④ 育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること
- ⑤ 希望する労働者に対し、職務や勤務地等の限定を実施する際は、限定内容の明示が重要であり、職務や勤務地等の限定がない労働者との間の転換ができることや待遇の均衡を図ることが望ましいこと など

改正くるみん認定、プラチナくるみん認定の



Q. くるみん認定基準の経過措置は？

A 今回お示した改正くるみん認定基準は**平成27年4月1日**から適用されます。ただし、平成27年3月31日までに行動計画期間が終わる事業主が、平成27年4月1日以降に認定申請を行った場合は、改正前のくるみん認定基準で審査が行われます。また、平成27年4月1日をまたぐ行動計画については、改正前・改正後のいずれかのくるみん認定基準を選択できます。

Q. 認定を受けるメリットは？

A 認定企業になると、くるみん、プラチナくるみんを商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

さらに、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置（くるみん税制）**が受けられます。

※現行の税制優遇措置は、平成27年3月31日までです。平成27年4月1日以降については、検討中です。

くるみん認定、プラチナくるみん認定の申請、次世代法・行動計画に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用均等室まで

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

厚生労働省トップページ>分野別の政策>注目のキーワード>くるみんマークについて のページに以下の情報が掲載されています。

- 行動計画の策定について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について（両立支援のひろば） ▶ <https://www.ryouritsu.jp/>
- 相談はこちらでも（次世代支援対策推進センター一覧） ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>